

スイッチング支援システム利用規約

(Ver. 0.2)

2015 年 12 月

電力広域的運営推進機関

改版履歴

版数	改版日	改版内容
1.0 版	2015/12/1	新規作成

目次

1.	システムの目的	3
2.	システムの概要	4
2.1.	システムの構成	4
2.2.	システム機能一覧	5
2.3.	システムを保有する事業者	7
3.	システム利用者の条件	8
4.	一般事項	9
4.1.	利用規約の適用範囲	9
4.2.	契約の締結	9
4.3.	変更	9
4.4.	解約	9
4.5.	契約者情報の変更	9
4.6.	知的財産権	9
4.7.	権利義務譲渡の禁止	10
4.8.	業務の委託	10
4.9.	表明事項	10
4.10.	善管注意義務	10
4.11.	禁止行為	10
4.12.	障害発生時の免責事項	11
4.13.	裁判所	11
4.14.	準拠法	11
5.	サービス内容	12
5.1.	サービスの範囲	12
5.2.	サービス時間	12
5.3.	利用期間	12
5.4.	サービスの停止および制限	12
5.5.	サービスの中断および停止	13
5.6.	サービス内容の変更	13
5.7.	サービス利用の環境	13
6.	利用申請	14
6.1.	申請方法	14
6.2.	申請業務フロー	15
6.3.	申請先	15
6.4.	申請内容の変更方法	15
7.	問合せ	16
7.1.	FAQ 確認	16
7.2.	ヘルプデスクへの問合せ	16
7.3.	各種技術資料や申請書類の取得方法	16
8.	連絡体制	17
8.1.	システムの操作に関する問合せ	17

目次

8.2.	システムの利用・仕様に関する問合せ	17
8.3.	システムの障害に関する連絡	17
9.	個人情報	19
9.1.	個人情報を共同利用するための本人同意	19
9.2.	個人情報の管理	19
9.3.	個人情報事故の報告	19
9.4.	保有個人情報の開示	19
10.	システムセキュリティ対策	21
10.1.	基本方針	21
10.2.	インターネット網を介した利用に必要なセキュリティ対策	21
10.3.	クライアント証明書の調達・失効	21
10.4.	クライアント証明書の管理	22
10.5.	管理者IDの取得	22
10.6.	管理者IDの管理	22
10.7.	ユーザIDの登録	22
10.8.	ユーザIDの管理	23
10.9.	小売事業者に求めるセキュリティ対策方針	23
10.10.	組織における内部不明に対するセキュリティ対策例	24
11.	A P I 接続テスト	26
11.1.	テスト概要	26
11.2.	テスト項目	27
11.3.	テストデータ	28
11.4.	申込方法	28
11.5.	テスト不具合時の連絡先	28
11.6.	テスト時の禁止事項	28
12.	技術資料および申請書類	29
12.1.	技術資料	29
12.2.	申請書類	29

1. システムの目的

2013年4月2日の閣議決定された「電力システム改革に関する改革方針」の中で、小売電気事業参入の全面自由化が示され、その後、電気事業法改正案が2014年6月11日に成立した。

さらに、具体的な制度について検討された総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキングにおいて電力広域的運営推進機関(以下、「広域機関」という)がスイッチング支援システムを、一般送配電事業者がスイッチング連携システム(以下、あわせて「本システム」という)を開発・提供することが示された。

本システムは、①小売電気事業者(以下、「小売事業者」という)が、需要者に関する設備情報や使用量情報の円滑な提供を受けられること、②需要者と小売事業者間の供給契約の開始・変更・廃止に伴い、小売事業者が託送供給等の契約(以下、「託送契約」という)の開始・変更・廃止などの申込み手続きを行うにあたり、託送契約手続きを一元的かつ効率的に実施可能なことを目的として提供する。

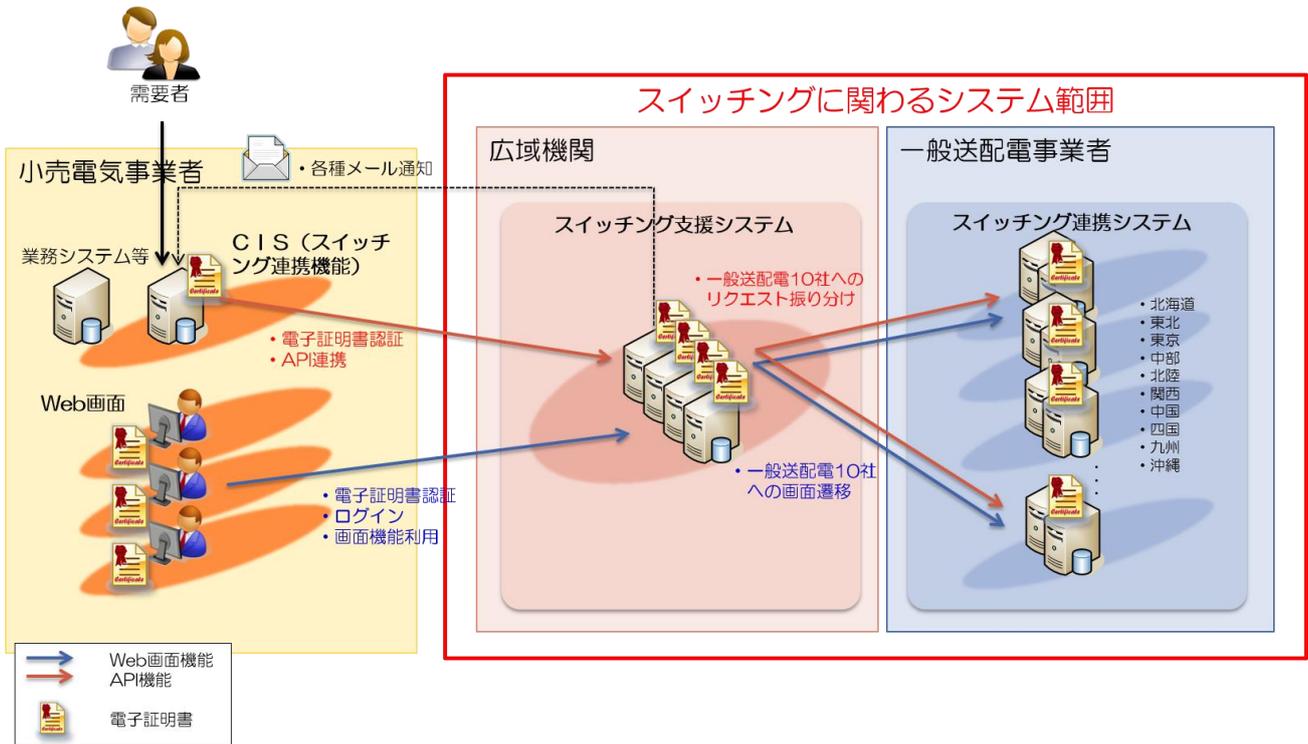
なお、本システムが機能提供している、「低圧託送契約手続き」(以下「低圧託送」という)、「再生可能エネルギー固定価格買取制度による低圧託送契約手続き」(以下「低圧FIT電源」という)、「500kW未満の高圧託送契約手続き」(以下「高圧500kW未満」という)のスイッチング手続きについては、広域機関の送配電等業務指針において、原則として本システムを利用して業務遂行することが義務付けられている。

2. システムの概要

2.1. システムの構成

本システムの全体構成は、以下イメージの通りとなる。

なお、赤枠で囲まれた広域機関側、一般送配電事業者側のシステムを併せて、スイッチングに関わるシステム範囲とする。



2.2. システム機能一覧

本システムにおける、小売事業者向け提供機能の一覧を(1)～(3)の表で示す。

網掛け：広域機関内のみで処理を行う機能 網掛け以外：一般送配電事業者側システムに連携する機能

新小売：新たに需要者と契約を行う小売事業者 現小売：需要者と契約中の小売事業者

(1) API、Web 画面共通(スイッチング関連)

業務種別	業務名	機能名	機能概要
低圧託送	設備情報照会	設備情報照会	任意の供給地点特定番号に該当する設備情報の取得要求を受け付ける。
	使用量情報照会	使用量情報照会申請	任意の供給地点特定番号に該当する使用量情報を照会するためのパスワード取得申請を受け付ける。
		使用量情報照会	任意の供給地点特定番号に該当する使用量情報の取得要求を受け付け
	再点	再点	任意の供給地点特定番号に対する再点申込情報の登録要求を受け付け
	廃止・撤去	廃止・撤去	任意の供給地点特定番号に対する廃止(撤去)申込情報の登録要求を受け付ける。
	スイッチング(新小売)	スイッチング廃止取次登録	新小売電気事業者によるスイッチング廃止取次情報の登録要求を受け付ける。
		スイッチング廃止取次結果照会	新小売電気事業者によるスイッチング廃止取次判定結果の取得要求を受け付ける。
		スイッチング開始申請	新小売電気事業者によるスイッチング開始申請の登録要求を受け付ける。
	スイッチング(現小売)	スイッチング廃止取次照会	現小売電気事業者によるスイッチング廃止取次情報の取得要求を受け付ける。
		スイッチング廃止取次判断	現小売電気事業者によるスイッチング廃止取次受領の取次判断の登録要求を受け付ける。
		スイッチング廃止申請	現小売電気事業者によるスイッチング廃止申請の登録要求を受け付ける。
	アンペア変更	アンペア変更	任意の供給地点特定番号に対するアンペア変更申込情報の登録要求を受け付ける。 ※アンペアブレーカー制を導入している一般送配電事業者エリア(関西、中国、四国、沖縄以外)で受付が可能。
	需要者情報変更	需要者情報変更	任意の供給地点特定番号に対する需要者情報変更申込情報の登録要求を受け付ける。
業務処理状況確認	業務処理状況確認	指定業務の処理状況の取得要求を受け付ける。	
	業務処理状況確認(複数件)	業務処理状況一覧の一括取得要求を受け付ける。	
高圧500kW未満	使用量情報照会	使用量情報照会申請	任意の供給地点特定番号に該当する使用量情報の照会要求を受け付ける。
		使用量情報照会	任意の供給地点特定番号に該当する使用量情報の取得要求を受け付け
	廃止・撤去	廃止・撤去	任意の供給地点特定番号に対する廃止(撤去)申込情報の登録要求を受け付ける。
	スイッチング(新小売)	スイッチング廃止取次登録	新小売電気事業者によるスイッチング廃止取次情報の登録要求を受け付ける。
		スイッチング廃止取次結果照会	新小売電気事業者によるスイッチング廃止取次判定結果の取得要求を受け付ける。
		スイッチング開始申請	新小売電気事業者によるスイッチング開始申請の登録要求を受け付ける。
	スイッチング(現小売)	スイッチング廃止取次照会	現小売電気事業者によるスイッチング廃止取次情報の取得要求を受け付ける。
		スイッチング廃止取次判断	現小売電気事業者によるスイッチング廃止取次受領の取次判断の登録要求を受け付ける。
		スイッチング廃止申請	現小売電気事業者によるスイッチング廃止申請の登録要求を受け付ける。
	需要者情報変更	需要者情報変更	任意の供給地点特定番号に対する需要者情報変更申込情報の登録要求を受け付ける。
	業務処理状況確認	業務処理状況確認	指定業務の処理状況の取得要求を受け付ける。
		業務処理状況確認(複数件)	業務処理状況一覧の一括取得要求を受け付ける。
	低圧FIT電源	設備情報照会	設備情報照会
再点		再点	任意の受電地点特定番号に対する再点申込情報の登録要求を受け付ける。
廃止・撤去		廃止・撤去	任意の受電地点特定番号に対する廃止(撤去)申込情報の登録要求を受け付ける。
スイッチング(新小売)		スイッチング廃止取次登録	新小売電気事業者によるスイッチング廃止取次情報の登録要求を受け付ける。
		スイッチング廃止取次結果照会	新小売電気事業者によるスイッチング廃止取次判定結果の取得要求を受け付ける。
		スイッチング開始申請	新小売電気事業者によるスイッチング開始申請の登録要求を受け付ける。
スイッチング(現小売)		スイッチング廃止取次照会	現小売電気事業者によるスイッチング廃止取次情報の取得要求を受け付ける。
		スイッチング廃止取次判断	現小売電気事業者によるスイッチング廃止取次受領の取次判断の登録要求を受け付ける。
		スイッチング廃止申請	現小売電気事業者によるスイッチング廃止申請の登録要求を受け付ける。
発電者情報変更		発電者情報変更	任意の受電地点特定番号に対する発電者情報変更申込情報の登録要求を受け付ける。
業務処理状況確認		業務処理状況確認	指定業務の処理状況の取得要求を受け付ける。
		業務処理状況確認(複数件)	業務処理状況一覧の一括取得要求を受け付ける。
共通		事業者管理	事業者一覧取得

(2) Web画面のみ(スイッチング関連)

業務種別	業務名	機能名	機能概要
低圧託送	スイッチング(新小売)	スイッチング廃止取次一括登録	新小売電気事業者によるスイッチング廃止取次情報の一括登録要求を受け付ける。
		スイッチング開始一括申請	新小売電気事業者によるスイッチング開始情報の一括登録要求を受け付ける。
	スイッチング(現小売)	スイッチング廃止取次一括判断	現小売電気事業者によるスイッチング廃止取次判断の一括登録要求を受け付ける。
		スイッチング廃止一括申請	現小売電気事業者によるスイッチング廃止情報の一括登録要求を受け付ける。
高圧500kW未満	スイッチング(新小売)	スイッチング廃止取次一括登録	新小売電気事業者によるスイッチング廃止取次情報の一括登録要求を受け付ける。
		スイッチング開始一括申請	新小売電気事業者によるスイッチング開始情報の一括登録要求を受け付ける。
	スイッチング(現小売)	スイッチング廃止取次一括判断	現小売電気事業者によるスイッチング廃止取次判断の一括登録要求を受け付ける。
		スイッチング廃止一括申請	現小売電気事業者によるスイッチング廃止情報の一括登録要求を受け付ける。
低圧FIT電源	スイッチング(新小売)	スイッチング廃止取次一括登録	新小売電気事業者によるスイッチング廃止取次情報の一括登録要求を受け付ける。
		スイッチング開始一括申請	新小売電気事業者によるスイッチング開始情報の一括登録要求を受け付ける。
	スイッチング(現小売)	スイッチング廃止取次一括判断	現小売電気事業者によるスイッチング廃止取次判断の一括登録要求を受け付ける。
		スイッチング廃止一括申請	現小売電気事業者によるスイッチング廃止情報の一括登録要求を受け付ける。

(3) Web画面のみ(小売事業者管理者向け)

業務種別	業務名	機能名	機能概要
システム利用者登録	ユーザ登録	ユーザ一覧表示	スイッチング支援システムを利用するユーザの一覧を表示する。
		ユーザ一覧ファイルダウンロード	スイッチング支援システムを利用するユーザの一覧をCSVファイルで取得する。
		ユーザ詳細表示	スイッチング支援システムを利用するユーザの詳細を表示する。
		ユーザ登録	スイッチング支援システムを利用するユーザを登録する。ID、パスワードのメール通知を含む。
		ユーザ一括登録(CSV)	スイッチング支援システムを利用するユーザをCSVファイルで一括登録する。ID、パスワードのメール通知を含む。
		ユーザ修正	スイッチング支援システムを利用するユーザを修正する。修正完了のメール通知を含む。
		ユーザ削除	スイッチング支援システムを利用するユーザを削除する。
		ロック解除	スイッチング支援システムを利用するユーザのロックを解除する。
		有効/無効切替	スイッチング支援システムを利用するユーザの有効/無効を切り替える。また、一定期間利用がない場合に無効化する。
	パスワード再発行	スイッチング支援システムを利用するユーザのパスワードを再発行する。パスワードのメール通知を含む。	
利用者権限設定	利用者権限設定	スイッチング支援システムを利用するユーザの利用権限を設定する。	
API運用情報管理	API運用情報管理	APIレポジット閲覧	スイッチング支援システムが提供するAPIに関する情報を参照する。
		API運用情報一覧表示	スイッチング支援システムが提供するAPIの運用に必要なマニュアル等の各種情報を一覧表示する。
		API運用情報詳細表示	スイッチング支援システムが提供するAPIの運用に必要なマニュアル等の各種情報の詳細を表示する。
インフォメーション	インフォメーション	インフォメーション一覧	スイッチング支援システムが提供する各種インフォメーションの一覧を参照する。
		インフォメーション詳細	スイッチング支援システムが提供する各種インフォメーションの詳細を参照する。

※各機能についての詳細は、スイッチング支援システム取扱マニュアル等を参照のこと

2.3. システムを保有する事業者

本システムのサーバ機能を保有する広域機関および一般送配電事業者は、以下の 1 機関、10 社を指す。

会社名	住所
電力広域的運営推進機関	東京都江東区豊洲
北海道電力株式会社	北海道札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町 1 丁目 7 番 1 号
東京電力株式会社	東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
北陸電力株式会社	富山県富山市牛島町 15 番 1 号
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号
中国電力株式会社	広島県広島市中区小町 4 番 33 号
四国電力株式会社	香川県高松市丸の内 2 番 5 号
九州電力株式会社	福岡県福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1 番 82 号
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

3. システム利用者の条件

本システムを利用可能な小売事業者の必須条件は下記の通りとする。

- ① 経済産業大臣に「小売電気事業の登録申請」を行い、登録済みである事業者であること。
⇒経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「小売電気事業の登録申請受付について」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/entry/

- ② 広域的運営推進機関に加入済みの事業者であること。
⇒広域機関ホームページ「平成 28 年度から小売電気事業を開始される方(現在広域機関の会員でない方)の加入手続きについて」
<http://www.occto.or.jp/koiki/kanyu/H28kouri.html>

- ③ 「6.利用申請」に記載の必要手続き等が全て完了していること。

4. 一般事項

4.1. 利用規約の適用範囲

広域機関が提供する本システムを利用する小売事業者は、本利用規約に基づいて本システムを利用する。

4.2. 契約の締結

小売事業者が本システムに利用申請し、広域機関から利用するための管理者IDが通知された時点で、本システムの本利用規約の内容に同意したものとし、本利用規約に基づく契約が成立する。

4.3. 変更

広域機関は本利用規約を適時変更することができる。本利用規約に基づき契約を締結した小売事業者は、変更後の新利用規約を適用する。

なお、広域機関は、本利用規約を変更した場合、30 日以内に小売事業者にもメールにて変更した旨を連絡する。

4.4. 解約

小売事業者が本システムの利用廃止について申請し、広域機関から廃止措置の完了を通知された時点で、本システムの本利用規約に基づく契約は解約される。

また、広域機関は、以下の場合、催告をすることなく本契約を解除することができる。

- ・電気事業法の改定により、本システムで託送契約の受付ができなくなった場合
- ・小売事業者が電気事業法による事業許可の取り消しを受けたと判明した場合
- ・小売事業者が広域機関会員を脱退もしくは権利停止したと判明した場合
- ・小売事業者が本システムに対して「4.11 禁止行為」を実施したと判明した場合
- ・小売事業者が「4.9 表明事項」の暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合

なお、広域機関が、契約を解除した場合には、広域機関はこれによる小売事業者の損害を賠償する責を負わない。

小売事業者が本システムを使用した際に本システム上に保存されたユーザデータ、廃止取次データ(需要者の個人情報を含む)および本システム利用ログデータについては、解約後も広域機関で保有・管理する。

4.5. 契約者情報の変更

小売事業者名などの契約者情報は、小売事業者からの、「6.4 申請内容の変更方法」に従い、変更される。

広域機関の情報の変更については、「4.3 利用規約の変更」の手続きに従い変更される。

4.6. 知的財産権

本システムに関する著作物(システム画面、仕様書、設計書、取扱マニュアルなど)についての著作権は、広域機関、株式会社エヌ・ティ・ティ・データおよび一般送配電事業者に帰属する。

小売事業者が著作物を二次的利用する場合は、本システムの目的の範囲内において利用できる。

小売事業者は第三者に対して、広域機関との合意なく、著作物および二次的著作物の改変について許諾してはならない。

4.7. 権利義務譲渡の禁止

小売事業者は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利および義務を、広域機関への事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、また、担保に供してはならない。

4.8. 業務の委託

小売事業者は、本システムの目的を達成する範囲で、業務の全部または一部を第三者に委託することができる。広域機関への協議・届出などは不要である。

小売事業者は、業務を委託する場合は、委託した業務に伴う当該第三者(以下、「受託者」という)の行為について、広域機関および一般送配電事業者に対しすべての責任を負うものとする。また、受託者がこの契約を遵守するために必要な事項について、受託者と約定しなければならない。

4.9. 表明事項

小売事業者は、自らおよび受託者の株主、代表者・役員などの構成員の実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

小売事業者は、広域機関が上記の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

4.10. 善管注意義務

広域機関は、契約締結前においても、小売事業者および受託者に対し、本システムを利用するために必要な著作物を提供する。

広域機関は、善良な管理者の注意をもって本システムおよび著作物を提供し、小売事業者は、本システムを善良な管理者の注意をもって利用し、著作物を保管する。

4.11. 禁止行為

小売事業者および受託者は、本システムの利用に際して以下の行為を禁止する。

- ・広域機関、一般送配電事業者もしくは第三者の著作権、その他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
- ・広域機関、一般送配電事業者もしくは第三者を差別または誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為
- ・詐欺等の犯罪および犯罪に結びつく行為、またはその恐れのある行為
- ・広域機関、一般送配電事業者または第三者のデータ等を改ざん、消去等する行為
- ・別の小売事業者および受託者になりすまして、本システムを利用する行為
- ・サーバおよび端末等の機能を妨害、破壊、制限するようなコンピュータウイルス、コンピュータコード、ファイル、プログラム等を含むコンテンツをアップロードする、または、送信する行為
- ・本システムの利用に際し接続しているサーバもしくはネットワークを妨害する、または、混乱させる行為
- ・日本国および外国の法令に違反する、または違反の恐れのある行為
- ・上記の他、本利用規約、電子証明書運用基準その他本システムに関連する規約、基準、規則等に違反する行為、公序良俗に違反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、および第三者に不利益を与える行為

4.12. 障害発生時の免責事項

広域機関および一般送配電事業者は、本システムの障害および著作物の記載ミス、インターネットの遮断・性能劣化、天変地異などの不可抗力などによる小売事業者の金銭的、財産的損害については、一切責任を負わない。

また、小売事業者が本システムを利用することにより生じた第三者への不利益および第三者による情報の改ざんや漏洩等により発生した不利益について、一切の責任を負わないものとする。

4.13. 裁判所

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理する。

4.14. 準拠法

本契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とする。

5. サービス内容

5.1. サービスの範囲

本システムは、「2.2 システム機能一覧」で記載された機能を Web 画面または API 経由で提供すること、および「7. 問合せ」で記載されたシステム利用における各種問い合わせ対応をサービス範囲とする。

5.2. サービス時間

本システムのサービス時間は、以下の通りである。

- ・システム利用 : 基本的に<24 時間 365 日>※
- ・問合せ対応 : 9 時～17 時(但し、土日祝日および年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

※「5.4 サービスの停止および制限」に記載した理由により、サービスを停止することがある。

5.3. 利用期間

本システムの利用期間は、4.2.契約の締結～4.4 解約までの期間とする。

5.4. サービスの停止および制限

本システムは前記の通り、24 時間 365 日のサービス提供を基本とするが、下記の事由によりサービスの停止や制限を行うことがある。

① サービスの停止

サービス停止を行う主な事由は以下の通りである。

- ・システム停止を伴う不具合の改修、重要なパッチ適用などの保守作業を行う場合
(実施時間帯は、日曜日の 0 時～6 時の間を基本とする。ただし、一般送配電事業者によっては異なる場合があり得る。)・災害によるハード障害等、不測の事態によりシステムが停止する場合※
※災害時、広域機関および一部の一般送配電事業者はバックアップセンターへの切替を行い運用の継続を行うが、バックアップセンター側で業務が復旧するまで停止する。
- ・その他、広域機関が停止必要と判断した場合(外部から攻撃を受けた場合の一時的遮断など)
なお、サービスの停止を行う場合、本システム上のインフォメーション画面にて、停止日の概ね5営業日前に事前通知を行う。(緊急性を伴う停止の場合、事後通知となることもある)

② サービスの利用制限

本システムでは、システム運用開始当初(2016 年 3 月)や業務繁忙期における高負荷状況下での安定稼働を目的に、一定の上限を超えるアクセスが行われた場合、以降のアクセスに対し自動でエラーを返却する。(負荷の軽減により、エラー返却状態の解除も自動的に行う)

なお、本システムは、以下の小売事業者向け制限(依頼レベル)を前提に設計している。

- ・API リクエスト頻度制限
⇒各事業者単位で「1リクエスト/秒」を目安に、大幅に超過しないようなシステム設計、運用をご留意いただきたい。

5.5. サービスの中断および停止

小売事業者の本システム利用者で、以下の条件に該当する場合には、広域機関からサービス利用の中断/停止の措置を行う事がある。

- ・本規約における禁止事項や送配電等業務指針(第〇〇条 ………)に記載された事項に対し、著しい違反行為が疑われる場合。
- ・システムに対する不正利用が疑われる場合。
例)使用量照会などの特定リクエストのみが異常に突出して実行され、通常業務の範疇とは考えにくい運用を行っており、該当小売事業者内外からの不正利用が疑われる場合
- ・小売事業者側からの申告を含めた、情報流出の可能性がある場合。

5.6. サービス内容の変更

本システムは 2016 年 3 月の運用開始以降に、小売事業者の要望や、法・制度における必要性に従い、機能の改善・追加や仕様変更など、サービス内容の変更を行う。

ただし、広域機関は変更内容と変更時期に関する事前提示や意見参照を適正な時期に行い、小売事業者の運用や制度の妨げとならないよう慎重な検討の上で変更を行う。

5.7. サービス利用の環境

本システムを利用するにあたり、小売事業者側では下記①または②の環境を用意すること。

① Web 画面接続の環境

接続する PC 端末の OS・ブラウザについては下記での動作を保証する。

- ・Windows7 SP1 Internet Explorer11

PC 端末の推奨スペックは、下記 (Windows 7 SP1 の推奨スペック)とする。

- ・CPU :2 コア以上の 32bit または 64bit プロセッサ
- ・メモリ: 1GB 以上 (32bit の場合)または 2GB 以上のメモリ (64bit の場合)
- ・ハードディスクまたは SSD: 40GB 以上の空き容量
- ・グラフィック: Windows Display Driver Model (WDDM) 1.0 以上のドライバーを搭載した DirectX9 かつ、グラフィックスメモリーが 256MB 以上

② API 接続の環境

「スイッチング支援システム 外部インターフェース仕様書」※に記載の SOAP 通信仕様に従い、リクエスト/レスポンス電文の送受信が可能な環境。

※入手方法については 7.3 を参照のこと

6. 利用申請

6.1. 申請方法

小売事業者の本システムの利用にあたっては必要な情報を揃えたうえで、下記「6.3 申請先」へメールにて申請を行うものとする。

<参考: 接続するクライアント証明書が増えるまたは減る場合にも該当するクライアントの情報申請が必要>

申請メールタイトル:「スイッチング支援システム利用/変更/削除申請」(固定)

(申請フォームは別途提示)

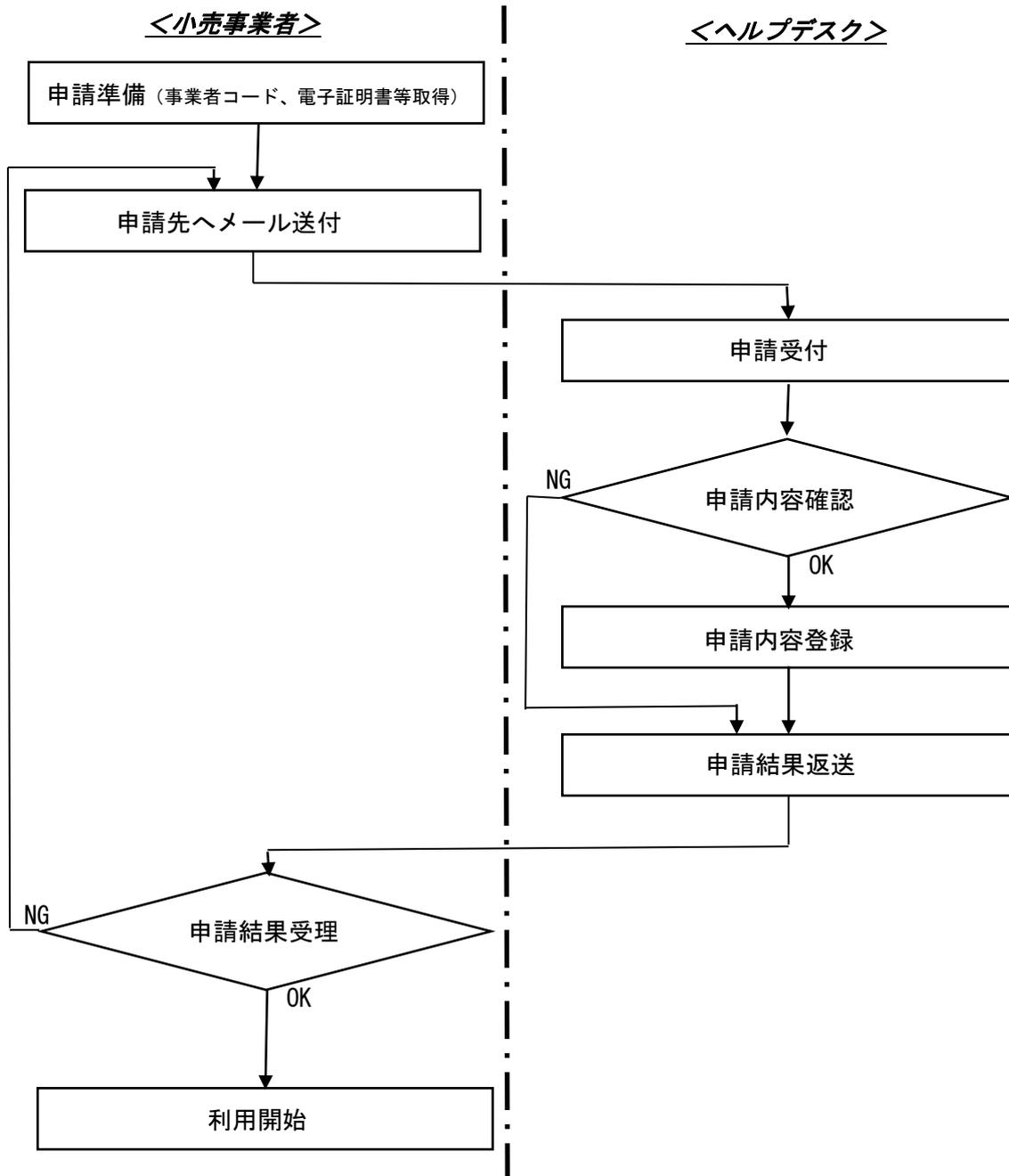
必要事項

- 01).広域機関で発行した事業者コード(上 4 桁部分)
- 02).事業者名
- 03).事業者住所
- 04).事業者連絡先電話番号
- 05).処理結果通知メール送信先
- 06).システム窓口責任者利用者 ID(事業者コード(4桁)+任意(6桁))
- 07).システム窓口責任者利用者名
- 08).システム窓口責任者所属組織名
- 09).システム窓口責任者メールアドレス
- 10).システム窓口責任者連絡先電話番号
- 11). API 利用開始日(API 利用の場合)

< ↓ ↓ 以下 12)~15)については接続するクライアント数分の情報が必要 ↓ ↓ >

- 12).クライアント証明書シリアル No
- 13).クライアント証明書 ID(API 利用の場合)
- 14).クライアント証明書の有効期限(API 利用の場合)
- 15).接続元 IP アドレス(API 利用の場合)

6.2. 申請業務フロー



6.3. 申請先

小売事業者は下記申請先メールアドレスへメールで申請を行うものとする。

switching_inquire@occto.or.jp

6.4. 申請内容の変更方法

小売事業者は変更内容を取り纏めたうえで、「6.3 申請先」へメールにて申請を行うものとする。

7. 問合せ

7.1. FAQ 確認

本システムに関する各種の問合せを行う小売事業者は、その内容が過去の問合せ履歴に存在しないかを、広域機関が公開する FAQ により事前に確認の上で問合せを行う。

スイッチング支援システムに関する FAQ

<URL 貼り付け>

7.2. ヘルプデスクへの問合せ

前項の FAQ にて回答が得られない問合せ内容の場合は、広域機関のホームページに記載の各カテゴリに応じた問合せ先に対してメールによる問合せを行う。

スイッチング支援システムに関する問い合わせ先情報

<URL 貼り付け>

7.3. 各種技術資料や申請書類の取得方法

小売事業者は、広域機関から開示する 12 章で示す技術資料、申請書類等を入手可能である。

入手を希望する小売事業者は、「7.2 ヘルプデスクへの問合せ」に記載のアドレスまで、希望する技術資料をメールにて要求のこと。

※要求受付後、資料ダウンロードサイトの URL、暗号化の解凍パスワードなどを連絡する。

8. 連絡体制

8.1. システムの操作に関する問合せ

小売事業者の管理者 ID を有するシステム窓口責任者(以下、「管理者」という)は、本システムの操作に関する問合せする場合は、ホームページを確認の上、問合せる。

メールもしくは電話では以下の内容を連絡する。

小売事業者名、事業者コード、所属会社名、所属部署、管理者 ID、氏名、住所、電話番号、内容

問合せ内容によっては、関係各所にエスカレーションする必要があるため、折り返しメールおよび電話するまでに時間を要する場合があります。

問合せは、平日の 9～17 時に受付、土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日および夜間(17 時～翌 9 時)は受け付けない。

8.2. システムの利用・仕様に関する問合せ

小売事業者の管理者は、本システムの利用申請、利用規約の確認、API 仕様書の入手、API 仕様の質問、API 接続テストの申込みなどに関する問合せする場合は、以下のメールアドレスにメールする。

広域機関ヘルプデスク: switching_inquire@occto.or.jp

北海道電力:

東北電力:

東京電力:

中部電力:

北陸電力:

関西電力:

中国電力:

四国電力:

九州電力:

沖縄電力:

メールには以下の内容を網羅する。

小売事業者名、事業者コード、所属会社名、所属部署、管理者 ID、氏名、住所、メールアドレス、電話番号、内容、希望回答期限

回答はメールにより実施されるが、窓口にて一次回答できない場合は、広域機関などにエスカレーションするため、回答までの時間を要する場合があります。

回答は、平日の 9～17 時に実施する。

8.3. システムの障害に関する連絡

小売事業者の管理者は、障害などの緊急の連絡が発生した場合は、以下の電話番号に電話し、音声案内に従い、番号を入力し、窓口対応者が電話に出た後、「広域機関、スイッチング支援システムについて」と宣言して内容を通話する。

03-XXXX-XXXX、03-XXXX-XXXX

電話では以下の内容を通話する。

小売事業者名、事業者コード、所属会社名、所属部署、管理者 ID、氏名、住所、電話番号、内容
連絡は、24 時間 365 日受け付ける。

なお、重大な障害の場合には、広域機関のシステム管理者にエスカレーションし、対応を開始する。さらに、一般送配電事業者の障害の場合には、一般送配電事業者のシステム窓口にも広域機関から連絡する。

9. 個人情報

9.1. 個人情報の共同利用

新小売事業者が、広域機関、一般送配電事業者および現小売事業者に、本システムを利用して、個人情報を Web 画面から登録・参照もしくは API 連携する行為は、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」(以下、「個人情報保護」という)の第 23 条第 4 項第 3 号の共同利用とする。

そのため、小売事業者、広域機関、一般送配電事業者は以下の①～④の内容を「本人が容易に知り得る状態(自社のホームページの画面中のトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載など)」に置いておく。

- ① 共同して利用される個人データの項目
- ② 共同して利用する者の範囲(新小売事業者、現小売事業者、広域機関、当該の一般送配電事業者)
- ③ 利用する者の利用目的
- ④ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称(新小売事業者)

新小売事業者は、本人の同意なく、本システムに個人情報を Web 画面から登録・参照もしくは API 連携することを禁止する。

9.2. 個人情報の管理

広域機関および一般送配電事業者は、小売事業者が Web 画面から登録もしくは API 連携した個人情報について、個人情報保護法ならびに「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(平成 26 年 12 月 12 日厚生労働省・経済産業省告示第 4 号)」(以下、「経産分野ガイドライン」という)を遵守して管理する。

小売事業者は、本システムから取得した個人情報について、個人情報保護法ならびに経産分野ガイドラインを遵守して管理する。

小売事業者は、個人情報の本人の同意なく、本システムから取得した個人情報を使用しない。また、本システムから取得した保有する個人情報を第三者提供する場合は、本人の同意を得る。

9.3. 個人情報漏えい事故の報告

小売事業者は、本システムに関係した個人情報漏えい事故が発生した場合、経産分野ガイドラインの 2-2-3-2.安全管理措置に従い、経済産業大臣に報告する。

また、小売事業者は、事実関係および再発防止策等について公表する。ただし、以下の場合は公表の対象外とする。

- ・影響を受ける可能性のある本人すべてに連絡がついた場合
- ・紛失等した個人データを、第三者に見られることなく、速やかに回収した場合
- ・高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合
- ・漏えい等をした事業者以外では、特定の個人を識別することができない場合

9.4. 保有個人情報の開示請求

小売事業者が本システムを利用したことにより広域機関および一般送配電事業者が保有する個人情報の開示請求を行う場合は、本人から小売事業者への依頼により、小売事業者から広域機関および一般送配電事業者に請求する。

小売事業者は、広域機関および一般送配電事業者のホームページの個人情報保護方針の開示請求手続き

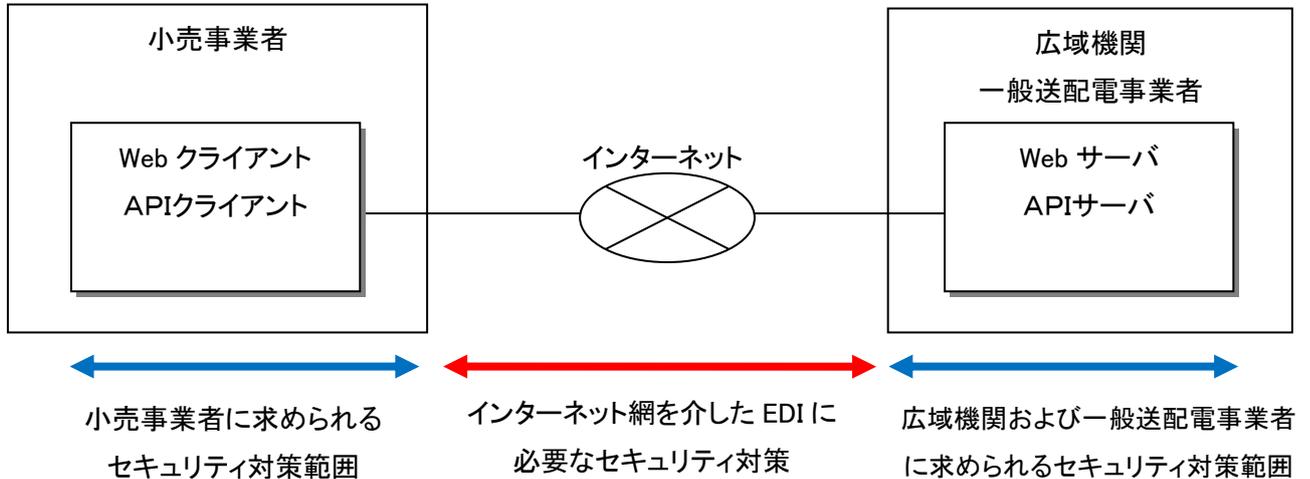
に従い開示請求する。

なお、広域機関および一般送配電事業では、本契約期間終了後も一定期間は個人情報を保有しているため、小売事業者は契約期間終了後も開示請求できる。

10. システムセキュリティ対策

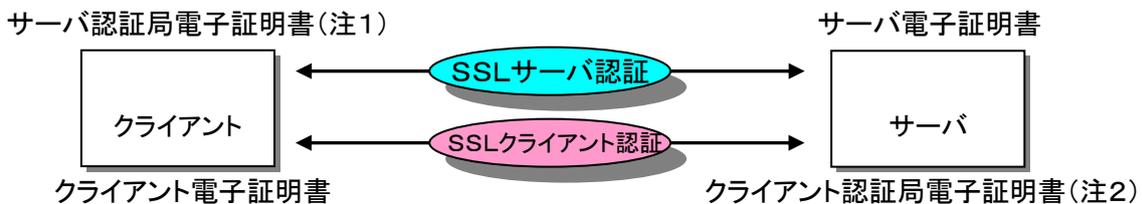
10.1. 基本方針

インターネット網を介して本システムを利用するにあたり必要なセキュリティ対策を示す。また、小売事業者および受託者内におけるセキュリティ対策について、その管理策基準や目的等を定める。



10.2. インターネット網を介した利用に必要なセキュリティ対策

インターネット網を介して本システムを利用するにあたりサーバおよびクライアントに電子証明書を配付し、SSL 相互認証(SSL サーバ認証+SSL クライアント認証)を行うことにより、インターネットに潜む“盗聴”、“改竄”、“なりすまし”の脅威へ対応する。なお、クライアント証明書は、次項で広域機関が定める電子証明書を使用する。



(注1)サーバ認証局電子証明書は、サーバ電子証明書を発行した認証局の電子証明書である。

(注2)クライアント認証局電子証明書は、クライアント証明書を発行した認証局の電子証明書である

10.3. クライアント証明書の調達・失効

小売事業者は、広域機関が覚書を締結しているジャパンネット株式会社のクライアント認証局の運用規程に従い、クライアント証明書の利用手続きを行い、クライアント証明書を調達する。原則として1クライアントにつき1クライアント証明書を調達する。

<URL を記載>

小売事業者は、本利用規約「6.利用申請」に従い、調達したクライアント証明書の記載内容等を広域機関に申請する。

広域機関は、審査・登録完了後、小売事業者に完了を連絡する。

小売事業者は、クライアント証明書を失効させる場合、広域機関およびジャパンネット株式会社に失効申請

する。

広域機関は、失効完了後、小売事業者に完了連絡する。

10.4. クライアント証明書の管理

小売事業者は、受託者に貸与したクライアント証明書も含め、クライアント証明書を自らの責任で適切に使用、管理する。クライアント証明書がどの装置(PCなど)で使用しているかを、直ぐに把握できるように管理する。把握できていない場合、事故が発生した時には、当該小売事業者すべてのクライアント証明書の利用について、広域機関が停止する。

小売事業者は、以下のいずれかが判明した場合には、直ちに広域機関へその旨申し出るものとし、広域機関の指示に従う。

- ・クライアント証明書の紛失または盗難
- ・クライアント証明書の第三者による使用

小売事業者のクライアント証明書によりなされた本システムの利用については、当該小売事業者によりなされたものとみなし、この場合、当該小売事業者は本利用規約に定める全ての責任を負うものとする。

また、小売事業者の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により当該小売事業者もしくは第三者が被る不利益について、当該小売事業者の故意過失の有無にかかわらず、広域機関および一般送配電事業者は一切の責任を負わない。

10.5. 管理者IDの取得

小売事業者は、クライアント証明書を調達後、広域機関に対し、「6.利用申請」にて管理者 ID を申請する。事業者コードが同じ小売事業者は、管理者 ID の新規発行は 1 回しか実施できない。

小売事業者の管理者が変更になった場合は、「6.4 申請方法の変更方法」に従い、速やかに変更申請する。なお、「8.連絡体制」にて、問合せできるのは、管理者に限る。

10.6. 管理者IDの管理

小売事業者は、管理者 ID を自らの責任で適切に使用、管理する。管理者 ID がどの装置(PCなど)で使用しているかを、直ぐに把握できるように管理する。把握できていない場合、事故が発生した時には、当該小売事業者すべての本システムの利用について、広域機関が停止する。

小売事業者は、以下のいずれかが判明した場合には、直ちに広域機関へその旨申し出るものとし、広域機関の指示に従う。

- ・管理者 ID の紛失または盗難
- ・管理者 ID の第三者による使用

小売事業者の管理者 ID によりなされた本システムの利用については、当該小売事業者によりなされたものとみなし、この場合、当該小売事業者は本利用規約に定める全ての責任を負うものとする。

また、小売事業者の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により当該小売事業者もしくは第三者が被る不利益について、当該小売事業者の故意過失の有無にかかわらず、広域機関および一般送配電事業者は一切の責任を負わない。

10.7. ユーザIDの登録

小売事業者の管理者は、管理者 ID 取得後、本システムにてユーザ ID の発行ができる。

ユーザ ID は、個人単位で発行するものとし、原則として複数人での共有は認めない。

10.8. ユーザIDの管理

小売事業者は、受託者に貸与したユーザ ID も含め、ユーザ ID を自らの責任で適切に使用、管理する。ユーザ ID がどの装置(PCなど)で使用しているかを、直ぐに把握できるように管理する。把握できていない場合、事故が発生した時には、当該小売事業者すべての本システムの利用について、広域機関が停止する。

小売事業者は、以下のいずれかが判明した場合には、直ちに管理者が廃止もしくは無効化の措置を実施する。また、広域機関へその旨申し出るものとし、広域機関の指示に従う。

- ・ユーザ ID の紛失または盗難
- ・ユーザ ID の第三者による使用

小売事業者のユーザIDによりなされた本システムの利用については、当該小売事業者によりなされたものとみなし、この場合、当該小売事業者は本利用規約に定める全ての責任を負うものとする。

また、小売事業者の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により当該小売事業者もしくは第三者が被る不利益について、当該小売事業者の故意過失の有無にかかわらず、広域機関および一般送配電事業者は一切の責任を負わない。

10.9. 小売事業者に求めるセキュリティ対策方針

本システムを利用するにあたり、小売事業者に求めるセキュリティ対策方針を下表に示す。

情報セキュリティ管理基準	対策方針	(参考)対策例
セキュリティ基本方針	情報セキュリティのための経営陣の方向性および支持を、事業上の要求事項、関連法令および規制に従って規定する	情報セキュリティポリシーの策定
情報セキュリティのための組織	内部組織および外部組織で管理される情報のセキュリティを維持する	情報セキュリティをマネジメントする組織横断的な部署の設置
資産の管理	組織の資産を適切なレベルで保護し、維持する	情報の分類
人的資源のセキュリティ	従業員等がその責任を理解し、盗難、不正行為、または施設の不正使用のリスクを低減する	セキュリティ意識向上を図る教育の実施
物理的および環境的セキュリティ	組織の施設および情報に対する認可されていない物理的アクセス、損傷および妨害や、資産の損失、損傷、盗難または劣化、および組織の活動に対する妨害を防止する	入退室管理、装置の施錠
通信および運用管理	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティを保った運用を確実にする。 ・第三者が提供するサービスにおける情報セキュリティレベルを維持する ・システム故障のリスクを最小限に抑える ・情報、ソフトウェアおよび情報処理設備の完全性および可用性を維持する ・ネットワークにおける情報、およびネットワークを支える基盤を保護する ・資産の認可されていない開示、改ざん、除去または破壊およびビジネス活動の中断を防止する(例、データが復元できないように機器のリース返却時、システム/記録媒体の破壊・再利用時に除去する) ・組織内部で交換したおよび外部と交換した、情報およびソフトウェアのセキュリティを維持する(例: サービス妨害、権限昇格) ・電子商取引サービスのセキュリティを保った利用を確実にする ・認可されていない情報処理活動を検知する 	ファイアウォールの設置 ウィルス対策 ログの取得・保管・管理 バックアップの取得 監視 データ消去専用ツールの利用
アクセス制御	情報へのアクセスを制御し、認可されていないアクセスを防止する	特権 ID・アカウント管理 パスワード管理
情報システムの取得、開発および保守	情報システムにおける情報の誤り、消失、認可されていない変更または不正使用を防止する。公開された技術的ぜい弱性の悪用によって生じるリスクを低減する。	暗号化 セキュリティパッチ適用方針の策定 ぜい弱性対策の実施および管理
情報セキュリティインシデントの管理	情報セキュリティインシデントの連絡および管理を確実にする	連絡先の整備 セキュリティインシデント管理
事業継続管理	情報システムの重大な故障または災害の影響からの事業活動の中断に対処するとともに、それらから重要な業務プロセスを保護し、再開を確実にする	障害・災害時の緊急時手順の作成
順守	法令、規制または契約上のあらゆる義務およびセキュリティ上のあらゆる要求事項に対する違反を避ける。	システム監査の実施

※情報セキュリティ管理基準(平成 20 年改正版)(平成 20 年経済産業省告示第 246 号、平成 21 年 2 月 1 日適用)より管理策基を抜粋・加筆

10.10. 組織における内部不正に対するセキュリティ対策例

内部不正によるセキュリティ事故の防止に必要なセキュリティ対策例を下表に示す。

大項目		(参考)対策例	リスク
基本方針		経営者の責任の明確化	・実効性のある管理体制整備や内部不正対策の役職員への周知徹底が困難となる
		総括責任者の任命と組織横断的な体制構築	・実効性のある管理体制を整備するために必要な予算確保や人員配置が困難となる
資産管理	秘密指定	情報の格付け	・保護する必要のある重要情報が分からず、重要情報を知らずに漏らしてしまう ・重要度に応じた対策が不十分となる
		格付け区分の適用とラベル付け (重要情報の取扱範囲を限定)	・情報の取扱範囲が定まらず、権限に応じたアクセス制御が困難となり、漏洩の可能性が高まる
	アクセス権指定	情報システムにおける利用者のアクセス管理	・重要情報を不正に利用される ・不正を犯した利用者への責任追及ができない
		システム管理者の権限管理、相互監視	・一人の管理者に権限が集中している場合、情報システムの破壊および重要情報の削除等の妨害により、事業継続が不可能となる
		情報システムにおける利用者の識別と認証	・内部不正者の特定が困難となる。さらに、心理的に情報を持ち出しやすい環境となる ・不正を犯した利用者への責任追及ができない
物理的管理		物理的な保護と入退管理策	・重要情報を格納する情報機器に許可のない者が触れることで、重要情報が盗まれる ・重要情報を格納する情報機器が破壊され、事業継続が不可能となる
		情報機器および記録媒体の資産管理および物理的な保護	・盗難や紛失を発見できない。さらに、盗難や紛失をしやすい環境となる ・物理的な保護をしないことで、盗難によって重要情報が漏洩する
		情報機器および記録媒体の持出管理および監視	・許可なく重要情報が持ち出され、重要情報が漏洩する ・内部不正が発生したときの調査が困難となる
		個人の情報機器および記録媒体の業務利用および持込の制限	・組織による管理が困難となる ・ウイルス感染や操作ミス等によって重要情報が漏洩する ・内部不正が発生したときの調査が困難となる ・個人の情報機器および記録媒体に重要情報を格納して持ち出される
技術・運営管理		ネットワーク利用のための安全管理	・ファイル共有ソフトがインストールされ、重要情報が外部に意図せず漏洩する ・外部ファイルの実行によりマルウェア感染を起こし、組織内に感染を広げる ・SNSおよびオンラインストレージの利用並びに掲示板の書き込みにより、重要情報が漏洩する
		重要情報の受渡し保護	・必要時以外に持ち出しができることで、内部者が不正に重要情報を持ち出す ・電子メールの誤送信や記録媒体の盗難・紛失によって重要情報が漏洩する
		情報機器や記録媒体の持ち出しの保護 (暗号化やパスワードロック等)	・盗難や紛失時に重要情報が漏洩する
		組織外部での業務における重要情報の保護	・覗き込まれることで、重要情報が漏洩する ・公衆LAN接続時に、通信保護をしないまま組織のネットワークに接続することで、ネットワーク上で盗聴される
		第三者が提供するサービス利用の確認	・第三者のセキュリティ管理策の不備により重要情報が漏洩する ・契約内容によっては重要情報の漏洩による損害が補償されない ・内部不正発生後の調査が困難となる
証拠確保		情報システムにおけるログ・証跡の記録と保存	・ログ・証跡による不正行為の検知が困難となる ・内部不正発生後の内部不正の原因特定および内部不正者の追跡、影響範囲等の調査が困難となる
		システム管理者のログ・証跡の確認	・作業の正当性および真正性を確認することや内部不正の検知が困難となる
		内部不正防止を含んだ管理の実施 (監査の実施、対策の見直し)	・内部不正対策の状況や組織の問題点が確認できない ・効果的な対策の実施や見直しができない

スイッチング支援システム利用規約

大項目	(参考)対策例	リスク
人的管理	教育による内部不正対策の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なセキュリティ対策を行えず、内部不正を発生させてしまう ・不正を犯した利用者への責任追及ができない
	雇用終了の際の人事手続き (秘密保持義務契約の締結)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要情報に関して認識がないまま退職され、重要情報が公開される可能性が高まる
	雇用終了および契約終了による情報資産等の返却	<ul style="list-style-type: none"> ・情報資産を返却または完全消去しないことで、重要情報が漏洩する ・入館証返却やシステム権限の削除を行わないことで、不正侵入される
コンプライアンス	法的手続きの整備 (懲戒処分を考慮した就業規則等の内部規定整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる
	契約書の要請 (秘密保持義務契約の締結)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要情報を保護する義務があることの意識付けができない ・内部不正を犯した内部者に対する懲戒処分が無効となる
職場環境	公平な人事評価の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・不平や不満を要因とした職場環境の低下を招き、内部不正を誘発する
	適正な労働環境およびコミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・業務量が過大になり、それを解消するための負荷軽減や作業時間短縮を目的に内部不正を行う ・コミュニケーション不足により、悩みやストレスを抱えた状態での作業が続くことで内部不正が発生する
	職場環境におけるマネジメント (単独作業の制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の相互監視ができないことで、内部不正が発生する可能性が高くなる
事後対策	事後対策に求められる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な事後対策が施せない
	処罰等の検討および再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・同様の内部不正を再発させてしまう
組織の管理	内部不正に関する通報制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・内部不正の通報が機能せず、予兆を見逃し、対応が遅れる ・隠蔽行為によって内部不正に関する情報が入らない
	内部不正防止を含んだ管理の実施 (監査の実施、対策の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> ・内部不正対策の状況や組織の問題点が確認できない ・効果的な対策の実施や見直しができない

※独立行政法人情報処理推進機構 組織における内部不正防止ガイドライン ver1.3 より加筆

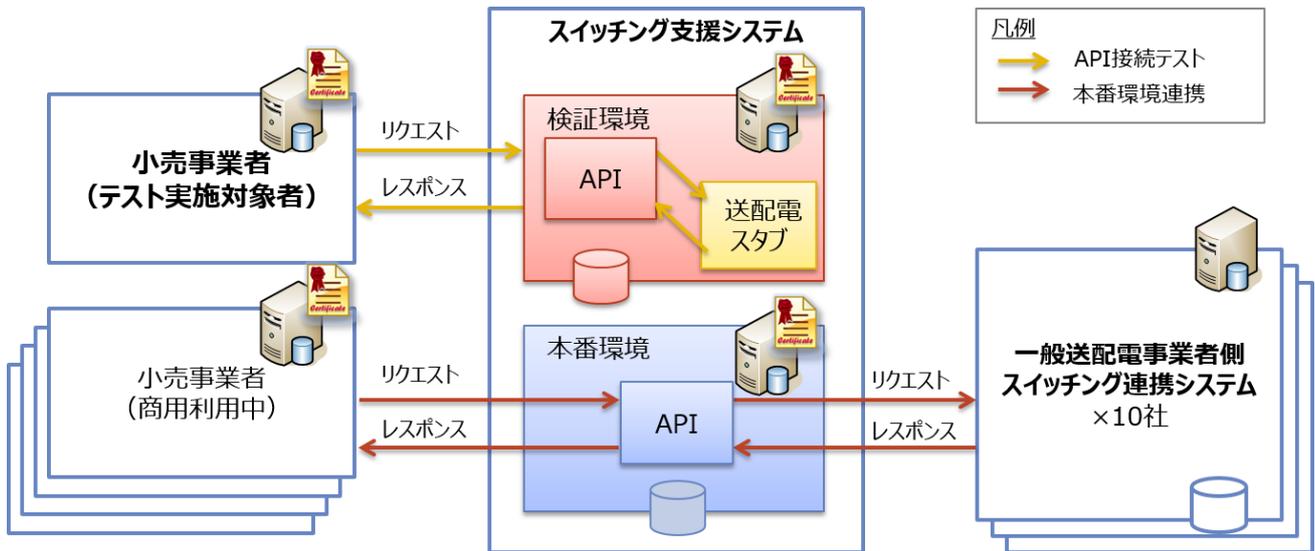
11.API接続テスト

11.1. テスト概要

小売事業者は、広域機関との API 接続テストを行う場合、以下の要領で実施するものとする。

① API 接続テスト環境について

以下の図で示す通り、本システムの「検証環境」にて実施となる。



② 「送配電スタブ」について

<概要>

小売事業者は、送配電スタブが「2.2 システム機能一覧」に記載された一般送配電側連携システムの機能を、広域機関側で簡易シミュレートする機能であり、あくまでAPIテスト用機能であることを理解の上で利用するものとする。

<種類>

送配電スタブは下記41API のテストに対応する。(一般送配電連携システム側に連携する全 API)

区分	低圧託送		高圧託送(500kw未満)		低圧FIT電源	
共通情報 検索業務	IF_10110	設備情報照会 (低圧)	-	-	IF_F10110	設備情報照会 (低圧FIT電源)
	IF_10210	使用量情報照会申請 (低圧)	IF_K10210	使用量情報照会申請 (高圧 (500kw未満))	-	-
	IF_10220	業務処理状況確認 (低圧) (使用量情報照会)	IF_K10220	業務処理状況確認 (高圧 (500kw未満)) (使用量情報)	-	-
	IF_10310	低圧使用量情報取得使用量情報照会 (低圧)	IF_K10310	使用量情報照会 (高圧 (500kw未満))	-	-
託送異動 業務	IF_10410	再点 (低圧)	-	-	IF_F10410	再点 (低圧FIT電源)
	IF_10420	業務処理状況確認 (低圧) (再点)	-	-	IF_F10420	業務処理状況確認 (低圧FIT電源) (再点)
	IF_10510	廃止・撤去 (低圧)	IF_K10510	廃止・撤去 (高圧(500kw未	IF_F10510	廃止・撤去 (低圧FIT電源)
	IF_10520	業務処理状況確認 (低圧) (廃止 (撤去))	IF_K10520	業務処理状況確認 (高圧 (500kw未満)) (廃止・撤去)	IF_F10520	業務処理状況確認 (低圧FIT電源) (廃止・撤去)
	IF_10610	スイッチング開始申請 (低圧)	IF_K10610	スイッチング開始申請 (高圧 (500kw未満))	IF_F10610	スイッチング開始申請 (低圧FIT電源)
	IF_10620	業務処理状況確認 (低圧) (スイッチング開始申請)	IF_K10620	業務処理状況確認 (高圧 (500kw未満)) (スイッチング開	IF_F10620	業務処理状況確認 (低圧FIT電源) (スイッチング開始申請)
	IF_10710	スイッチング廃止申請 (低圧)	IF_K10710	スイッチング廃止申請 (高圧 (500kw未満))	IF_F10710	スイッチング廃止申請 (低圧FIT電源)
	IF_10720	業務処理状況確認 (低圧) (スイッチング廃止申請)	IF_K10720	業務処理状況確認 (高圧 (500kw未満)) (スイッチング廃	IF_F10720	業務処理状況確認 (低圧FIT電源) (スイッチング廃止申請)
	IF_10810	需要者情報変更 (低圧)	IF_K10810	需要者情報変更 (高圧 (500kw未満))	IF_F10810	需要者情報変更 (低圧FIT電源)
	IF_10820	業務処理状況確認 (低圧) (需要者情報変更)	IF_K10820	業務処理状況確認 (高圧 (500kw未満)) (需要者情報	IF_F10820	業務処理状況確認 (低圧FIT電源) (発電者情報変更)
	IF_10910	アンペア変更 (低圧)	-	-	-	-
	IF_10920	業務処理状況確認 (低圧) (アンペア変更)	-	-	-	-
	IF_11110	業務処理状況確認 (複数件) (低圧)	IF_K11110	業務処理状況確認 (複数件) (高圧(500kw未満))	IF_F11110	業務処理状況確認 (複数件) (低圧FIT電源)

<実装機能>

- ・前ページ表の41APIのリクエストに対し、正常パターン応答、異常数パターン応答を返却する。
⇒各APIリクエスト中のキー項目(供給地点特定番号等)により、テストパターンに沿った定型的な応答を返却する。
- ・入力チェック機能(一般送配電側仕様為準る仕様)を実装しており、必須項目、桁数や文字種などのチェックは、後述のテストパターン、項目に左右されずに網羅可能。
(但し一般送配電各社での文字種独自チェックを除く)

③ 広域機関側 API 機能(廃止取次等)のテストについて

本番同等の機能を検証環境内に構築しており、入力チェック、業務観点チェックも含め総合的なテストが可能。

④ テスト期間について

テスト期間は、疎通確認1日、テスト実施3日の計4日間を1枠とする。

事業者側不具合発生等の理由でテストが期間内に収まらない場合、別枠での実施希望申請を追加で行う事は可能。(但し、希望日での実施可否はスケジュール空き状況次第)

11.2. テスト項目

テスト期間内で可能と想定したシナリオおよび項目を含むテスト仕様書一式を、テスト申込後に広域機関より提示する。

11.3. テストデータ

廃止取次や事業者情報に係る DB データは広域機関で用意する。

11.4. 申込方法

広域機関に所定の申請フォーマット(事業者情報、希望実施日など)で提示する。

11.5. テスト不具合時の連絡先

下記のスイッチング支援システム保守窓口に連絡する。

[＜スイッチング支援システム保守窓口の連絡先情報記載＞](#)

11.6. テスト時の禁止事項

テスト実施における禁止事項は以下の通り。

・大量かつ高頻度のアクセス

⇒検証環境は本番環境より低スペックであり、同日に複数の小売事業者でテストを行う想定であるため、試験環境に負荷が掛かるテストは禁止とする。

※目安としては一度に扱うデータ件数は 100～200 件程度までとし、頻度も 1 リクエスト/秒を遵守する。

12. 技術資料および申請書類

12.1. 技術資料

広域機関は、下記のスイッチング支援システムに関する技術資料を小売事業者に開示する。

分類	資料名	概要
設計書	外部インターフェース仕様書	APIを利用する際のプロトコルやインターフェース項目に関する仕様を記載した設計書
設計書	入力チェック仕様書	画面、APIでの入力項目のチェック内容について記載した設計書
設計書	メッセージ仕様書	画面、APIでの処理結果を示すメッセージについて記載した設計書
設計書	画面仕様書	画面の一覧、遷移、定義等について記載した設計書
設計書	WSDL定義ファイル	API連携を利用する上で、Webサービスの定義を行うための設定ファイル
設計書	コード定義書	事業者コード、電力エリアなど、スイッチング支援システムで使用されるコードについて定義した設計書
設計書	ファイル定義書	スイッチング支援システムで取り扱うファイルについて定義した設計書
参考資料	スイッチング支援システムでの機能棲み分け(広域機関・一般送配電)	画面、APIで、広域機関側で処理を行う機能、一般送配電側に連携して処理を行う機能の棲み分けを示した参考資料
参考資料	スイッチング支援システム関連FAQ	スイッチング支援システムの仕様等に関する過去の頻出質問をまとめた参考資料
参考資料	スイッチング支援システム業務フロー他	スイッチング支援システムの業務をフロー図としてまとめた参考資料
参考資料	スイッチング支援システム文字コード表	スイッチング支援システムで利用可能な文字コードについて説明した参考資料
参考資料	スイッチング廃止取次における案件状態の遷移	スイッチング支援システムから廃止取次の登録、変更、取消を行った場合のステータス遷移について説明する参考資料
マニュアル	スイッチング支援システム取扱マニュアル	各業務観点からのスイッチング支援システムの取扱について説明したマニュアル

上記は 2015 年 12 月時点の内容であり、今後追加される可能性がある。

追加の場合には、広域機関ホームページ上などで通知を行う。

12.2. 申請書類

広域機関は、下記のスイッチング支援システムに関わる申請書類を小売事業者に提供する。

分類	書類名	概要
利用申請	システム利用/変更/削除申請書	本システムを利用するにあたり、その新規申請、変更、削除を行うための書類。 小売事業者コードを含む事業者情報、システム管理者情報、クライアント証明書情報、API連携するサーバのIP等を記載する。
質問・依頼	QA・依頼シート	スイッチング支援システムに関する各種質問や、設計書、申請書類等の開示・提供依頼を行う際に利用するシート。

上記は 2015 年 12 月時点の内容であり、今後追加される可能性がある。

追加の場合には、広域機関ホームページ上などで通知を行う。

以上